

日本におけるトランスジェンダー関連の図書リスト及び トランスジェンダーのための関連資料と解説

A Bibliography of Japanese Books on “Transgender,”
Resources for Transgender Persons and Their Allies in Japan, and Commentaries

安東 由則 *

ANDO, Yoshinori

目次

はじめに：本稿のねらい

I. 解説

II. トランスジェンダー関連の日本語文献及び 資料

1. トランスジェンダー関連図書
2. 国内外の性的マイノリティへの取組
3. 大学設置のジェンダーセンター及び
LGBT 等支援団体
4. 大学におけるトランスジェンダー学生関
連ガイドライン及びダイバーシティに関
する資料

* 武庫川女子大学教育学部・教授／教育研究所・研究員

はじめに：本稿のねらい

『研究レポート』本号掲載の拙著論文において、日本では2010年代以、徐々にトランスジェンダー（以下、TG）を含む性的マイノリティに関する社会的関心が高まり、様々な制度や環境の整備が行われるようになったことを確認した。大学において性的マイノリティ学生支援の取組みが始められているが、その嚆矢は国際基督教大学であり、2003年よりTG学生の氏名や性別の表記変更を可能にした¹。2010年代半ば頃から、いくつかの大学キャンパスにおいては、LGBTサークルなど性的マイノリティへの支援活動が活発化していった。さらに2017年、日本女子大学がMtF（Male to Female）のTG女性の受入れ検討の報道²がなされると、日本でも性的マイノリティ、とりわけTGへの社会的関心は高まり、環境整備や支援のあり方が模索され始めたところである。そこで、日本の女子大学におけるTG学生のための環境整備や支援のあり方を探り、進展させていくため、この分野において取組みが進んでいるアメリカの大学事例（女子大学と共学大学の双方）を参考に、日本の大学との比較研究を学内研究者と共同で進めることとした³。

本稿では、この共同研究における土台づくりとして、日本におけるTG関連の基礎文献・情報の収集と整理を行い、それを4つのセクションに分けて提示する。1）トランスジェンダー関連図書リストの作成、2）性的マイノリティに関する法律・規定・声明等の収集、3）大学のジェンダーセンター及びLGBT等支援団体リストの作成、4）国内大学におけるTG学生等に関するガイドライン等の収集及び提示、である。以下、「Ⅰ．解説」においてそれぞれの概要を述べ、文献リストおよび各種資料・情報については「Ⅱ．トランスジェンダー関連の日本語文献及び資料」に掲載する。

Ⅰ．解説

1. トランスジェンダー関連図書について

まず、文献リストづくりでは、TG関連の日本語文献（図書のみ）のリストを作成し、領域別（全般／学校・子ども関連／職場関連などに大別）、年代順に示した。“トランスジェンダー”をキーワードとして検索し、TGを扱った図書が中心となっている。本稿に示した図書文献以外にもTGを取り上げた書籍は多くある。また、図書リストもTGのみに限定することは不可能であり、LGBT全般を扱ったものも少なからず含まれている。ここでは、日本社会においてTGを中心とする性的マイノリティへの関心がいつ頃から強まり、社会的課題として意識されていくようになったか、その変化を確認する指標として、図書の出版を用いることとした。

¹国際基督教大学ジェンダー研究センターのwebサイトにその経緯の説明がある。

²朝日新聞 2017年3月20日（東京版・朝刊）「「心は女性」女子大入学可能に？」

³2020-2024年度科学研究費・基盤研究（B）「大学におけるトランスジェンダー学生の受け入れ課題：日米の女子大学の事例を中心に」（代表：安東由則）として進めていく。

（１）全般

収集した文献の中で最も古いものは渡辺恒夫が1989年に出版した『トランスジェンダーの文化―異世界へ越境する知―』である（2013年に再版）。これは、心理学の観点を中心にしながら、古今東西の医学や歴史、文学、マンガなどを対象に幅広く論じたエッセー集である。1990年には『現代のエスプリ』（277号）が「トランスジェンダー現象」を特集し、その編者でトランスジェンダー当事者である蔦森樹は1993年、自身のセクシュアル・アイデンティティの彷徨を綴った『男でもなく女でもなく』を著した。虎井まさ衛は1990年代にアメリカで性転換手術を受けており、その経緯や経験を記した図書を立て続けに出版した（1996、1997）。これらは当事者の自伝としては初期のものであるが、総じて90年代における図書は数少ない。2000年代になって、前出の虎井まさ衛（2000a・b、2003）をはじめ、杉浦郁子（2001、2003）、佐倉智美（2004、2006）、三橋順子（2004）らによるライフヒストリーや社会史研究などが発表されるようになった。この頃はトランスジェンダーを「性同一性障害」として捉えていることも多い。2000年に出版にされた吉永みち子著『性同一性障害 ―性転換の朝―』は、日本で初めて公的に行われた性転換手術の過程を、当事者らへのインタビューをもとに丹念に描いたものである。学校関係の図書としては、“セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク”により2003年に出版された、当事者の語り『セクシュアルマイノリティ』がその先駆けの一つと思われる。2003年は「性的同一性障害者の取扱いの特例に関する法理」が制定された年であり（2004年施行）、この前後からTGへの意識化は徐々にではあるが進んでいったようである。

2000年代に入るとTG（あるいは性同一性障害）関連の図書はコンスタントに出版されていくようになり、2007年にはTGの当事者である上川あやが『変えてゆく勇気―性同一性障害―』を岩波新書から出版し、翌2008年には田端・鶴田・東らが『性同一性障害』を、さらに2009年には鶴田が『性同一性障害のエスノグラフィー』を発表するといった具合である。その後、学校・子ども関連や職場関連など様々な領域で、TG関係の図書出版が急速に増えていくのは、2010年代半ばからである。近年においては、外国で出版されたライフヒストリーが日本語に翻訳されたものも相次いで出版されている（デッカー、マクビー、ポーレン、サラモンなど、いずれも2019年出版）。

（２）学校・子ども関連

2015年には河嶋静代を代表とする北九州市男女共同参画センター・ムーブが、大学に対して性的マイノリティ支援の実態調査を行った結果を公表し、同年、早稲田大学教育総合研究所は『LGBT問題と教育現場』と題する冊子を公表した。その後、学校関係では、子どもや保護者、教員、支援者向けのLGBTの解説や支援のためのガイドブックが数多

く出版されるようになる。2016年には、はたさちこ他『LGBTサポートブック』、遠藤まめた『先生と親のためのLGBTガイド』などが出版される。前者のはたさちこ等の著作は、学校・教育関係と医療・看護関係に大別され、Q & A形式で具体的に分かりやすく伝えようとしている。後者の遠藤はトランスジェンダー当事者であり、64の場面や事例を設定し、当事者の声を交えながら丁寧に解説やアドバイスを提供し、巻末には支援・相談機関やそのwebサイトなども掲載している。翌2017年にはジェンダー法学が専門で、TG関連の課題にも積極的な発言を行っている奈良女子大学・三成美保の編による『教育とLGBTをつなぐ』が出版された。この書籍の著者らは研究者が主であり、学校教育及び大学教育におけるLGBTの権利保障の取組みや対応、課題が様々な観点から述べられた学術書である。同年、マードル（Mardell, Ashley）による『13歳から知っておきたいLGBT+』が翻訳、出版された。アメリカで2016年に出版された図書で、原題は“The ABC’s of LGBT+”、既にYouTuberとして有名であったマードルが自分の体験を基に、友人や専門家の協力を得てイラストや写真を交えながら、自分の言葉で分かりやすく書いたものである。とても定評のある図書で、アメリカでの出版の翌年に翻訳が出された。さらに同年、ユネスコ編『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』も出版されている。

（3）職場関連

文部科学省が2013年実施の調査に基づき、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を発出したのが2014年のことであり、それ以降、子どものTGあるいはLGBTに関する社会的関心は高まっていく。それまであまり関心を持たなかった領域だけに、数多くのガイドブック等の図書が出版されていった。女子大学のTG学生受け入れも大きな社会的関心事となった。女子大学としてその受け入れの検討をいち早く発表した日本女子大学LGBT研究会は『LGBTと女子大学』を出版し、問題提起を行っている。

職場でもLGBTに対するハラスメント的な対応が問題視されるようになり、職場におけるLGBT対応の解説・対応本が出版されるようになる。2015年に柳沢正和（ヒューマン・ライツ・ウォッチ東京委員）らが『職場のLGBT読本』、2018年には大阪府立大学の東優子と虹色ダイバーシティ、ReBit（いずれもNPO）が『トランスジェンダーと職場環境ハンドブック』、弁護士の寺原真希子らが『ケーススタディ職場のLGBT』、さらに2019年には奈良女子大学・三成美保編『LGBTの雇用と労働』などが相次いで上梓された。2013年以降、男女雇用機会均等法の「指針」や「第4次男女共同参画基本計画」、さらには日本経済団体連合会がLGBTの人々への対応の提言を出す等、職場におけるLGBTへの対応やハラスメントについて、明確な方向性が示されるようになってきた社会的背景もある。

(4) 博士論文、その他

博士學位論文にも“トランスジェンダー”をタイトルに含むものが現れ始めている。トランスジェンダーをキーワードに検索するとヒットする論文は4本、鶴田幸恵が東京都立大学に提出した『女／男であるための方法—トランスジェンダー・性同一性障害のエスノグラフィ—』が最初である。“性同一性障害”を含めると合計で9本となる⁴（但し、医学論文は含めていない）。2000年に東優子がお茶の水大学に提出した『非典型的男女に関する研究—性科学理論と発達支援についての検討—』以降、散見されるようになるが、数はまだ少ない。

この他、「#5 その他の資料」として、ネットからダウンロードできるガイドラインや提言、アンケート結果などの、著作者・資料タイトル・webアドレスを掲載している。

2. 性的マイノリティに関する法律・通達等

世界と日本に分け、性的マイノリティ、とりわけTGに関して発表された節目となる出来事をいくつかピックアップしている。世界では、1990年にWHO（世界保健機構）による疾病分類から“同性愛”が削除され、それから約30年後の2019年、“性同一性障害”が“精神障害”カテゴリーからようやく除外された。また、国連人権理事会でも2000年代に入ってから、性的指向や性自認（以下、SOGI）に基づく人権侵害をなくすよう、決議・採択がなされるようになる。2007年にはジョグジャカルタ原則⁵を示して、SOGIに関して国際人権法がどのように各国家において適用されるべきか、29の原則を示して権利の平等を訴えた。2011年には、SOGIに対する人権侵害に焦点を当てた初めての決議を採択するなど、性的マイノリティに対する権利擁護に積極的に取り組んでいる。

日本でも、2000年以降、法務省などの官庁から公的に性的マイノリティに対する人権擁護が明示されるようになっていく。2002年、法務省は「人権週間強調事項」において初めて性的指向を理由とする差別の禁止を明記し、翌2003年には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が成立した（翌年施行）。これにより、一定の条件下で、性別の変更が可能になった。2012年には内閣府が「自殺総合対策大綱」の中で、性的マイノリティに対する周囲の人々の理解の促進や、自殺対策の必要性を明記した⁶。

⁴女性学／ジェンダー研究 博士論文データベース 〈<https://wan.or.jp/hakuron/search/>〉及び国会図書館 〈<https://ndlonline.ndl.go.jp/#/>〉にて検索を行った。

⁵一般財団法人 アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪） 〈<https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-jp/section4/2017/12/lgbti10201711.html>〉

⁶自殺の予防策である「正しい知識の普及」の中に、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、理解促進の取組を推進する。」（学校関係の場合：「……教職員の理解促進の……」の文言が入る）との文章が加えられている 〈<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukufukushibu/0000172329.pdf>〉

2013 年、文部科学省は「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」を実施して、翌年その結果を公表、さらに 2015 年には「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施について（教員用）」を発行して、学校における性的マイノリティへの理解促進と個々への対応に、積極的に取り組み始めた。

地方自治体も 2010 年代半ばから、“男女共同参画”や“多様性”といった文言を盛り込んだ条例や宣言をつくり、SOGI による差別の禁止する姿勢を示すようになっていった。例えば、文京区の男女平等参画推進条例（2013）では、七条において「……性別に起因する差別的な取扱い（性的指向 又は性的自認に起因する差別的な取扱いを含む。）その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。」としている⁷。

3. 大学のジェンダーセンター／LGBT 支援団体等

（1）大学のジェンダーセンター

女性研究所あるいはジェンダー研究センター等の名称の組織が置かれている大学がある。それらは社会的マイノリティに甘んじてきた女性及び女子教育、あるいはジェンダーに関する課題や問題を調査研究する部署であり、戦後、まずは女子大学において設置された。日本女子大学では 1964 年に女性教育研究所が設立され、設立者成瀬仁蔵の思想や附属学校を含む女子教育についての研究が積み重ねられてきた。1995 年より 3 つの研究所が統合され、総合研究所となっているが、女性教育研究所の設立意図は引き継がれている⁸。東京女子大学では、1976 年、比較文化研究所内に Woman's Studies 委員会が発足し、1990 年に独立して女性学研究所となり、今日に至っている⁹。女性学やジェンダーの視点に基づいた学際的な領域にわたるプロジェクト研究及び個人研究への助成を行っており、「女性史・青山なを賞」の創設と授与はその一環である。国立女子大学、お茶の水女子大学では、1986 年に女性文化研究センターが設立された。1996 年にはジェンダー研究センターへと改組され、日本で初めて“ジェンダー研究”を目的とする本格的な研究施設となった。2015 年からはジェンダー研究所へと名称が変更されて今日に至っており¹⁰、海外の大学との研究交流も盛んに行うなど、日本で最も活発にジェンダー研究を推進している機関と言える。

公立の共学大学、大阪府立大学にも長い伝統をもつ女性学研究センターがある。これは府立大学の前身の一つである大阪女子大学において、1996 年に設立された女性学研究セ

⁷このような全国の地方自治体が設けた性の多様性に関する「条例」については、一般財団法人地方自治研究機構の web サイトで、確認することができる。

〈http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/002_LGBT.htm〉

⁸日本女子大学総合研究所 〈<http://mcm-www.jwu.ac.jp/~sogoken/seturitu.html>〉

⁹東京女子大学女性学研究所 “沿革と歴史” 〈<https://irowg.jp>〉

¹⁰お茶の水女子大学 〈<http://www2.igs.ocha.ac.jp/about-igs/>〉

ンターにルーツを持つ。2005 年の府立大学統合を経て、今日に至っており、センターの役割は女性学・ジェンダー論関連科目を大学で提供するとともに、国内外の大学と交流し、女性やジェンダーに関する共同研究を実施することある。

私立の共学大学である国際基督教大学（以下、ICU）にジェンダー研究センター（Center for Gender Studies）が創設されたのは 2004 年であり、共学大学としては早い段階での設立といえる。ICU では、自己の性別に違和感を持つ学生が、学籍簿上の氏名・性別表記を変更することを 2003 年から可能にしており、これをきっかけとして、センターが上記の目的で設置された。このセンターは、ジェンダーやセクシュアリティの研究に関心がある人たち全てに開かれた新しいコミュニケーション・スペースとして発足したもので、日本における LGBT 支援の先駆と言える¹¹。

国立の共学大学、一橋大学に創設されたジェンダー社会科学研究センター（Center for Gender Research and Social Sciences）は、2005 年から実施された「一橋大学における男女共同参画社会実現に向けた全学的教育プログラムの策定」プロジェクト、さらに 2006～2008 年度実施の先端課題研究「日常実践 / 方法としてのジェンダー」をきっかけに、「ジェンダー研究と社会科学を融合させた学際的な研究領域の創出」とそれに基づく「新たなジェンダー教育の確立と実践」を目指して、2007 年 4 月に創設された。その成果は、『ジェンダーと社会－男性史・軍隊・セクシュアリティ－』（2010）、『ジェンダー研究を継承する』（2017）として刊行されるなど、積極的で活発な研究活動を展開している¹²。

2010 年代に入ってから、男女共同（協働）やダイバーシティを冠するセンターが国立大学法人に設置されてきているが、これは男女共同参画社会基本法、障害者差別解消法、女性活躍推進法などの法律が相次いで制定され、「男女共同参画社会」「インクルーシブな（包摂共生的な）社会」の実現に沿う形で、ワークライフバランスの取れた、誰もが働きやすく学びやすい環境を推進する部署として設けられるようになったものである。そこに LGBT への支援やインクルージョンを包摂しているものもあるが、そうした大学はまだ少ないのが現状であるようだ¹³。

（2）LGBT 等支援団体

TG に限らず、LGBT を含む性的マイノリティ全般への権利擁護団体・支援団体などは、徐々に増えてきた。このセクションの最初に掲載しているアムネスティ日本やヒュー

¹¹ 国際基督教大学ジェンダー研究センター 〈<http://subsite.icu.ac.jp/cgs/about/>〉。その経緯は、同センター 2014、『ICU におけるジェンダー・セクシュアリティ対応－トランスジェンダー学生対応の 10 年間とこれから』〈<http://web.icu.ac.jp/cgs/docs/TgSatICU.pdf>〉

¹² 一橋大学ジェンダー社会科学研究センター 〈<http://gender.soc.hit-u.ac.jp/research.html>〉

¹³ 新井浩子他「大学のダイバーシティ施策に関する調査研究（その 1）－各大学の推進組織、重点事業を中心に－」『早稲田教育評論』33（1），pp.39-59

マン・ライツ・ウォッチ（以降、HRW）などはグローバル組織であり、LGBTを含めて人権が損なわれている、あるいはその恐れのある人々を擁護し、政府や関連機関への積極的な政策提言やロビー活動を行っている。日本のHRWは現在、東京オリンピック、パラリンピックを契機に「LGBT平等法」の制定を目指す“#Equality Act Japan”キャンペーンを進めているところである。

上記の他、日本の主だった権利擁護・支援組織をいくつか挙げた。“東京レインボープライド”は、毎年4月～5月の連休ごろ、Pride Weekを設定し、LGBTやその支援者によるパレードやフェスタを実行していることで有名であり、LGBTに関する啓発・研修活動や情報発信活動を行っている。“虹色ダイバーシティ”と“ReBit”も全国的な組織となっており、支援活動、学校や企業に対する研修、コンサルティング等の教育・啓発活動を積極的に展開する¹⁴。“虹色ダイバーシティ”は大阪を本拠とし、大阪市淀川区のLGBT支援事業の委託・運営、ICUのジェンダー研究センターと連携したLGBTの職場環境に関するアンケート調査なども実施しており、webサイトには、LGBTの人々やその支援者のための電話相談や支援団体のリストが掲載されている¹⁵。

“CialFrame”の前身団体は、2005年に性的マイノリティのライフサポートを目指して活動を開始しており、ここに挙げた団体の中では古い部類である。その後、2010年に一般社団法人日本同性愛者協会を設立し、2017年に一般社団法人日本セクシュアルマイノリティ協会、さらに2019年に現在の名称となった。研修や講演、PRなどの事業を行っているが、特徴的なものとして、2015年よりLGBT検定を始めている。“Queer & Ally”（性的マイノリティと支援者）は、彼らが気兼ねなく集まることができるコミュニティづくりを目指して2012年に活動を開始した。「性の健康」を広めていく活動家や応援する人々の集団である“NPO 法人日本性の健康協会”のLGBTs部門となり、交流会、講演やイベント開催などの活動を実施している。“LGBT 連合会”は、2015年、「性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備」を目的とし、多くの性的マイノリティ団体が連合して構成されたもので、①政策提言、②法案の策定、③学習会の実施、④情報発信、を活動内容として設立された。この団体は「LGBT 困難リスト」¹⁶を作成・公表する他、この団体を編者とする出版活動も行っている。

ここに紹介している団体は全国にある支援団体の一部に過ぎず、他の全国的な組織や各地域で活動している組織などが数多くある。先に紹介した虹色ダイバーシティ web サイト、遠藤まめた（2016）をはじめ多くの図書で、LGBTらの支援団体リストが紹介されて

¹⁴ この2団体は、図書の解説で取り上げたように、大阪府立大学の東優子（虹色ダイバーシティ・理事）と共同で『トランスジェンダーと職場環境ハンドブック』を出版した。

¹⁵ 電話相談〈<https://nijiirodiversity.jp/513>〉、支援団体〈<https://nijiirodiversity.jp/649>〉

¹⁶ LGBT 連合会 web サイト、「LGBT 困難リスト」〈<http://lgbtetc.jp/#sec04>〉

いる。

（３）医療機関

性同一性障害（Gender Identity Disorder：GID）への相談や治療を行う医療機関も増加している。ここでは大学病院のみ取り上げる。

この分野で先進的な取り組みを行っている医療機関として知られているのは、岡山大学病院である。2001年に性同一性障害者に対する手術（性別適合手術）を実施した、全国で２番目の施設¹⁷としても知られている。それ以降も治療を継続する中で、2010年、大学病院に精神科神経科、産婦人科、泌尿器科及び形成外科の４科が連携し、GIDに限らずジェンダー関連疾患全般の診療を行う部門として“ジェンダーセンター”を設立し、診療・治療を続けている¹⁸。また、岡山大学には1999年に設立されたGID学会の本部が置かれており、これとの関連も深い。札幌医科大学病院では、2003年12月から神経精神科や産婦人科・泌尿器科・消化器・総合、乳腺・内分泌外科・形成外科からなる専門外来「GIDクリニック」を開設し、実績を積み上げている¹⁹。名古屋大学医学部附属病院泌尿器科では、2003年よりCross-sex hormone treatment（ホルモン療法）を開始し、2014年には名古屋大学GID診療ガイドラインを策定するとともにGID委員会を設置し、包括的な診療を始めた。現在、上記GID学会が認定する認定医も在籍し専門的な診療を行っている²⁰。大阪医科大学病院の精神医学教室では、性同一性障害（GID）専門外来を設け、第一人者の康純医師を中心に2000年頃からこの領域の研究・治療に取り組み、オピニオンリーダー的役割を担ってきた²¹。

大学病院の他、後の資料集に挙げている病院、それ以外にも、専門外来を設け、相談治療にあたる病院・医院はあるが、まだそう多くはないようである。

４．大学のトランスジェンダー学生等に対するガイドライン

女子大学においては、2017年に日本女子大学がTG学生（Male to Female）の受入れについて検討すると発表して以降、何校かの女子大学が受入れの検討を始め（朝日新聞2017.3.20/6.19.）、その後、お茶の水女子大学が2018年に受入れを決定し、2019年には

¹⁷ 日本で初めての正当な医療としての性別適合手術は、1998年に埼玉医科大学で実施された。2007年より中断された。日本経済新聞（2010年12月8日電子版）〈https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG1802J_Y0A211C1CR8000/〉

¹⁸ 岡山大学病院ジェンダーセンター 〈<http://www.okayama-u.ac.jp/user/genderc1/>〉

¹⁹ 札幌医科大学病院 〈<https://web.sapmed.ac.jp/hospital/guide/mumhv60000002vz7.html>〉

²⁰ 名古屋大学病院泌尿器科学教室「性同一障害」〈<https://www.med.nagoya-u.ac.jp/uro08/sick/gid/index.html>〉

²¹ 康淳 2015.10.17.「トランスジェンダーの概念はなぜ生まれたか—性同一性障害の歴史的背景」『Medical Note』〈<https://medicalnote.jp/contents/151005-000005-XAEUXT>〉及び大阪医科大学神経精神医学教室〈<http://psymc.com/medical/specialty-outpatient-clinic/gid/>〉

奈良女子大学と、私学として初めて宮城学院女子大学が、さらに2020年には日本女子大学が受入れを決定した。2021年3月時点で、以上の4つの女子大学がTG学生入学への対応を表明している（お茶の水大学と奈良女子大学は2020年度から受入れ開始）。

共学大学でも、LGBT等の性的マイノリティの学生や教職員にとって、学びやすい、働きやすい環境を整えるためのガイドラインを作成するなど、様々な取組みを始めているところがある。後掲の“II. 文献及び資料”の4（1）では、そうした性的マイノリティ受入れガイドラインや指針、あるいは宣言の掲載webサイトを、4（2）にはそれらの内容のいくつかを転載した。但し、具体的な支援手続きも記載されているが、紙面の都合上もあり、概要を提示するにとどめている。ここに掲載したものは一部の大学の例に過ぎず、多くの大学が作成・公表を行うようになってきた。

ガイドライン等の内容では、TG学生の受入れを表明した女子大学4校（お茶の水女子、奈良女子、宮城学院女子、日本女子）と、TG学生受入れの検討を表明した筑紫学園大学を加えた5校を最初に掲載した。お茶の水女子大学では「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」とするそのミッションを実現するため、TG学生の受入れを決定したと述べ、これにより様々な分野に「多様な女性」が入っていける社会の実現につながることを期待している。奈良女子大学は、自らの性を「女性」と自認する者に学ぶ権利を積極的に保障することは、国立大学法人たる女子大学としての責務であると受入れ理由を明示している。いずれの大学も、入学後に本人の性自認が男性に変わった場合でも、学則に反しない限り退学にしないとする。

宮城学院女子大学では、2017年より「性の多様性と人権」検討委員会を立ち上げて検討を始め、「トランス女性は『男性』ではなく『多様な女性のうちの一人』」だとの認識の下、「流動的な意味も含む『女性』すべてを守り、それぞれが自分らしく生きられる社会、多様な一人ひとりで構成される豊かな社会を目指します」として、受入れの表明と環境整備の具体例を挙げている。他の女子大学に先駆けて、TG学生入学の検討に入った日本女子大学は、性を二元法で論じることはできず、「女性」自体が多様であること踏まえ、「『女性』を再定義し、トランスジェンダーの方もこの定義の中で共に学んでいただくこととしました」と述べ、このことは「多様な人が尊重され、包摂される社会を形成する立役者としての『女性当事者』を力づける」ことになるとTG学生の受入れを意義付けている。

筑紫学園大学は、まだTG学生受入れの正式発表を行っていないが、2019年4月1日に建学精神である仏教の教えを基盤とする「ダイバーシティ推進宣言」を公表し、この中で「病気や障がいがある学生・教職員の支援、文化的多様性や性的多様性をもつ学生・教職員の支援をはじめとして、少数者であるという理由で取り残されることのないキャンパス作りを進めます」とした。その3日後、TG学生の受入れの検討を始めた旨を公表し

ている²²。

共学大学でも、TG 学生を含め、性的マイノリティに対する支援が徐々に推し進められ、ガイドラインを作成する大学も増えている。その先駆けは国際基督教大学（ICU）である²³。2003 年度、初めて TG 学生の学籍簿上の名前・性別の変更手続きが取られ、翌 2004 年には、ジェンダー研究センターを設立した。2012 年には『LGBT 学生生活ガイド in ICU トランスジェンダー／GID 編』、2016 年に『ジェンダー・セクシュアリティとキャンパスライフ Vol.1：できることガイド in ICU』、その後さらに改定を続けており、これが後発大学の一つモデルとなっている。ICU では、「1997 年に制定されたセクシュアル・ハラスメント防止規程に、『性的指向』に基づく差別発言もセクハラにあたると、90 年代の段階から明記されて」²⁴ あり、人権に対する意識が高く、下地が醸成されていたことが分かる。

近年、京都精華大学、龍谷大学といった私立大学、大阪府立大学や筑波大学など国公立の大学法人でも、LGBT や SOGI の学生や教職員に対応するための大学としての基本方針を示し、さらに進んでガイドライン等を作成する大学が増加している。その一方で、まだまだ取組みが進んでいない大学も多くあるようだ。

おわりに

本稿は、トランスジェンダー、性的マイノリティに関する日本の支援の実態、とりわけ大学における取組状況の概要を把握することを目的とする。ここに提示できた文献や資料は、状況把握には不十分なものではあるが、第一段階の土台づくりと位置付け、ひとまず文献・資料を公表することとした。今後、性的マイノリティ支援の取組みを始めようと考えている大学や機関にとって、少しでも役立てば幸いである。今後、さらに充実したものとしていきたい。

²² 日本経済新聞（朝刊）2019.4.5.「女性自認の学生受入れへ 福岡・筑紫女学園大が検討」

²³ 国際基督教大学ジェンダー研究センター 2014.『ICU におけるジェンダー・セクシュアリティ対応ートランスジェンダー学生対応の 10 年間とこれから—』

²⁴ 脚注 11 の冊子、1 頁。座談会での、加藤悠二氏の発言。

引用文献（但し、文献リストに掲載されているものを除く）

新井浩子他「大学のダイバーシティ施策に関する調査研究（その１）―各大学の推進組織、重点事業を中心に―」『早稲田教育評論』33(1), 39-59

地方自治研究機構「性の多様性に関する条例」〈http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/002_LGBT.htm〉

女性学／ジェンダー研究 博士論文データベース 〈<https://wan.or.jp/hakuron/search/>〉

国会図書館 検索 〈<https://ndlonline.ndl.go.jp/#/>〉

国際基督教大学ジェンダー研究センター 2014.『ICU におけるジェンダー・セクシュアリティ対応 ―トランスジェンダー学生対応の 10 年間とこれから―』

康淳 2015.10.17.「トランスジェンダーの概念はなぜ生まれたか―性同一性障害の歴史的背景」
Medical Note 〈<https://medicalnote.jp/contents/151005-000005-XAEUXT>〉

日本経済新聞（2010.12.8. 電子版）「性転換手術、草分けの埼玉医大が本格的に再開」
〈https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG1802J_Y0A211C1CR8000/〉

日本経済新聞朝刊（2019.4.5.）「女性自認の学生受入れへ 福岡・筑紫女学園大が検討」

検索サイト

朝日新聞検索サイト 聞蔵 〈<https://database.asahi.com/index.shtml>〉

日本経済新聞検索サイト 〈<https://r.nikkei.com/search>〉

女性学／ジェンダー研究 博士論文データベース 〈<https://wan.or.jp/hakuron/search/>〉

国会図書館 〈<https://ndlonline.ndl.go.jp/#/>〉

※全てのネット資料について、2021 年 3 月 1 日・2 日に最終の所在確認を行った（Ⅱの文献・資料も同様）。

付記

本稿は、2020-2024 年度 科学研究費・基盤研究（B）「大学におけるトランスジェンダー学生の受け入れ課題：日米の女子大学事例を中心に」（代表：安東由則）による、研究成果の一部である。

II. トランスジェンダー関連の日本語文献及び資料

1. トランスジェンダー関連図書 (ジャンル別、年代・著者名順、総頁数)

1 全般 (理論・歴史・自伝・エスノグラフィー等)

・1999 年以前

- 渡辺恒夫 1989.『トランス・ジェンダーの文化 ―異世界へ越境する知―』勁草書房 219 頁
蔦森樹編 1990.『現代のエスプリ』277 号 (特集: トランスジェンダー現象) 至文堂 220 頁
蔦森樹 1993. 男でもなく女でもなく―新時代のアンドロジナスたちへ―』勁草書房 296 頁
虎井まさ衛 1996.『女から男になったワタシ』青弓社 224 頁
虎井まさ衛・宇佐美 恵子 1997.『ある性転換者の記録』青弓社 196 頁

・2000-2004 年

- 宮崎留美子 2000.『私はトランスジェンダー ―二つの性の狭間で…ある現役高校教師の生き方―』ねおらいふ (星雲社・発売) 221 頁
虎井まさ衛 2000a.『トランスジェンダーの仲間たち (寺子屋ブックス 9)』青弓社 157 頁
虎井まさ衛 2000b.『トランスジェンダーの時代 ―性同一性障害の現在―』十月舎 141 頁
矢島正見, 三橋順子, 杉浦郁子編 2000.『戦後日本<トランスジェンダー>社会史』戦後日本<トランスジェンダー>社会史研究会 133 頁
吉永みち子 2000.『性同一性障害 ―性転換の朝―』集英社 (新書) 240 頁
杉浦郁子 2001.『松葉ゆかりのライフヒストリー (戦後日本<トランスジェンダー>社会史; 4)』戦後日本<トランスジェンダー>社会史研究会 147 頁
大島俊之 2002.『性同一性障害と法 (神戸学院大学法学研究叢書)』日本評論社 363 頁
セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク編 2003.『セクシュアルマイノリティ―同性愛、性同一性障害、インターセックスの当事者が語る人間の多様な性―』明石書店 232 頁 (第2版: 2006 年, 296 頁/第3版: 2012 年, 284 頁)
杉浦郁子 2003.『美島弥生のライフヒストリー』戦後日本<トランスジェンダー>社会史研究会 161 頁
虎井まさ衛 編 2003.『語り継ぐトランスジェンダー史 ―性同一性障害の現在・過去・未来―』十月舎 221 頁
米沢泉美編 2003.『トランスジェンダリズム宣言 ―性別自己決定権と多様な性の肯定―』社会評論社 271 頁
中央大学社会科学研究所「セクシュアリティの歴史と現在」研究チーム, 戦後日本<トランスジェンダー>社会史研究会編 2004.『日本におけるセクシュアル・マイノリティ・スタディーズ』中央大学社会科学研究所 63 頁
針間克己・相馬佐江子 2004.『性同一性障害 30 人のカミングアウト』双葉社 269 頁

三橋順子 2004.『女装者愛好男性 A 氏のライフヒストリー』戦後日本＜トランスジェンダー＞社会史研究会 104 頁

佐倉智美 2004.『明るいつランスジェンダー生活』トランスビュー 243 頁

・2005-2009 年

カリフィア, パトリック、石倉由・吉池祥子 (訳) 2005.『セックス・チェンジズ ―トランスジェンダーの政治学―』作品社 605 頁 (Califia-Rice, Patrick 2003. *Sex Changes: The Politics of Transgenderism*. Cleis Press.)

中村美亜 2005.『心に性別はあるのか? ―性同一性障害のよりよい理解とケアのために―』医療文化社 127 頁

真木柊鷹, 山田正行 編 2006.『トランスジェンダーとして生きる』同時代社 109 頁

佐倉智美 2006.『性同一性障害の社会学』現代書館 213 頁

田中玲 2006.『トランスジェンダー・フェミニズム』インパクト出版会 176 頁

針間克己・大島俊之・野宮亜紀・虎井まさ衛・上川あや 2007.『性同一性障害と戸籍 ―性別変更と特例法を考える―』緑風出版 199 頁 (2013 年に増補改訂版 213 頁)

上川あや 2007.『変えてゆく勇気 ―性同一性障害―の私から―』岩波新書 204 頁

田端章明・鶴田幸恵・東優子他 2008.『性同一性障害』御茶ノ水書房 316 頁

鶴田幸恵 2009.『性同一性障害のエスノグラフィ ―性現象の社会学―』ハーベスト社 265 頁

・2010-2014 年

好井裕明編 2010.『セクシュアリティの多様性と排除 (差別と排除の [いま] 第 6 巻)』明石書店 224 頁

安達太郎, 野村幸一郎, 林久美子 編 2013.『表象のトランス・ジェンダー ―越境する性―』(京都橘大学女性歴史文化研究所叢書) 新典社 224 頁

針間克己, 平田俊明 編 2014.『セクシュアル・マイノリティへの心理的支援 ―同性愛、性同一性障害を理解する―』岩崎学術出版社 243 頁

・2015 年以降

松本美子 2015.『カミングアウト―ランスジェンダーの夫との離婚狂想曲―』幻冬舎 164 頁

国連人権弁務官事務所 (山本梓訳) 2016.『みんなのための LGBTI 人権宣言 ―人は生まれながらにして自由で平等―』合同出版 118 頁

森山至貴 2017.『LGBT を読みとく ―クィア・スタディーズ入門―』筑摩書房 240 頁

佐々木掌子 2017.『トランスジェンダーの心理学 ―多様な性同一性の発達メカニズムと形成―』晃洋書房 214 頁

石井由香理 2018.『トランスジェンダーと現代社会 ―多様化する性とあいまいな自己像をもつ人たちの生活世界―』明石書店 296 頁

「なくそう！ SOGI ハラ」 実行委員会編 2019.『はじめよう！ SOGI ハラのしない学校・職場
づくりー性の多様性に関するいじめ・ハラスメントをなくすためにー』 大月書店 184 頁

砂川秀樹 2018.『カミングアウト』朝日新聞出版 224 頁

デッカー, J.S. (上田勢子訳) 2019.『見えない性的指向 アセクシュアルのすべてー誰に
も性的魅力を感じない私たちについてー』 明石書店 320 頁 (Decker, Julie Sondra.
2014. *The Invisible Orientation: An Introduction to Asexuality*. Carrel Books)

菊地夏野・堀江有里・飯野由里子編 2019.『クィア・スタディーズをひらく』 晃洋書房

LGBT 法連合会編 2019.『日本と世界の LGBT の現状と課題』 かもがわ出版 160 頁

マクビー, トーマス・ページ (小林玲子 訳) 2019.『トランスジェンダーの私がボクサー
になるまで』 毎日新聞出版 240 頁 (MacBee, Thomas Page 2018. *Amateur: A True
Story About What Makes a Man*. Scribner)

ポーレン, ジェローム (北丸雄二訳) 2019.『LGBT ヒストリーブックー絶対に諦めなかつ
た人々の 100 年の闘いー』 サウザンブックス社 192 頁 (Pohlen, Jerome 2015. *Gay &
Lesbian History for Kids: The Century-Long Struggle for LGBT Rights, With 21
Activities*. Chicago Review Press)

サラモン, ゲイル (藤高和輝 訳) 2019.『身体を引き受けるートランスジェンダーと物
質性のレトリックー』 以文社 365 頁 (Salamon, Gayle 2010. *Assuming a Body:
Transgender and Rhetorics of Materiality*. Columbia University Press.)

谷口洋幸編 2019.『LGBT をめぐる法と社会』 日本加除出版 256 頁

稲原美苗・川崎唯史・中澤瞳・宮原優編 2020.『フェミニスト現象学入門ー経験から「普
通」を問い直すー』 ナカニシヤ出版 208 頁

吉野 靱 2020.『誰かの理想を生きられはしないーとり残された者のためのトランスジェ
ンダー史ー』 青土社 209 頁

2 学校／子ども関連

・2014 年以前

セクシュアルマイノリティ教職員ネットワーク編 2003.『セクシュアル・マイノリティ
ー同性愛、性同一性障害、インターセックスの当事者が語る人間の多様な性ー (第 3
版)』 明石書店 232 頁 (2006 年 第 2 版／ 2012 年 第 3 版)

砂川秀樹・RYOJI 編 2007.『カミングアウト・レターズ』 太郎次郎社エディタス 232 頁

加藤慶・渡辺大輔編著 2012.『セクシュアルマイノリティをめぐる学校教育と支援 (増補
版)』 開成出版 238 頁 (初版は 2010 年出版 204 頁)

薬師美芳・古堂達也・小川奈津巳・笹原千奈未 2014.『LGBT ってなんだろう？からだの
性・心の性・好きになる性』 合同出版 127 頁

・2015 年以降

- 河嶋静代 2015.『性的マイノリティの学生支援における課題 平成二十六年度ジェンダー問題 調査・研究支援事業報告書』北九州市男女共同参画センター・ムーブ 76 頁
- 早稲田大学教育総合研究所監修（金井景子・薬師実芳・杉山文野）2015.『LGBT 問題と教育現場 ―いま、わたしたちにできること―』（早稲田教育ブックレット No.13）学文社 56 頁
- 遠藤まめた 2016.『先生と親のための LGBT ガイド ―もしあなたがカミングアウトされたなら―』合同出版 223 頁
- はたちさこ・藤井ひろみ・桂木祥子編 2016.『LGBT サポートブック ―学校・病院で必ず役立つ―』保育社 176 頁
- オウエンズ＝リード, ダニエル・ルッソ, クリスティン他（金成希訳）2016.『LGBT の子どもに寄り添うための本 ―カミングアウトから始まる日常に向き合う Q&A―』白桃書房 216 頁（Owens-Reid, Dannielle・Russo, Kristin et al. 2014. *This Is a Book for Parents of Gay Kids: A Question & Answer Guide to Everyday Life*. Chronicle Books）
- マーデル・アシュリー（須川綾子訳）2017.『13 歳から知っておきたい LGBT +』ダイヤモンド社 216 頁（Mardell, Ashley 2016. *THE ABC's of LGBT+*. Mango Media）
- 三成美保編 2017.『教育と LGBT をつなぐ ―学校・大学の現場から考える―』青弓社 314 頁
- 康純編 2017.『性別に違和感がある子どもたち（子どものこころの発達を知るシリーズ 7）』合同出版 117 頁
- ユネスコ 編（浅井春夫他訳）2017.『国際セクシュアリティ教育ガイダンス ―教育・福祉・医療・保健現場で活かすために―』明石書店 216 頁（2020 年『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】―科学的根拠に基づいたアプローチ―』296 頁）
- 日本女子大学人間社会学部 LGBT 研究会編 2018.『LGBT と女子大学 ―誰もが自分らしく輝ける大学を目指して―』学文社 64 頁
- 西野明樹 2018.『子どもの性同一性障害に向き合う ―成長を見守り支えるための本―』日東書院本社 224 頁
- 石田仁 2019.『はじめて学ぶ LGBT ―基礎からトレンドまで―』ナツメ社 264 頁
- 葛西真記子 2019.『LGBTQ+ の児童・生徒・学生への支援 ―教育現場をセーフ・ゾーンにするために―』誠信書房 206 頁
- 佐藤文香（監修）・一橋大学佐藤文香ゼミ一同 2019.『ジェンダーについて大学生が真剣に考えてみた ―あなたがあなたらしくいられるための 29 問―』明石書店 208 頁
- 薬師実芳・笹原千奈未 2019.『LGBT ってなんだろう？（改訂新版）』合同出版 135 頁（初版は薬師実芳・笹原千奈未・古堂達也・小川奈津己 2014 年出版）

3 職場関連

- 柳沢正和・村木真紀・後藤純一 2015.『職場の LGBT 読本』実務教育出版 264 頁
- 東優子・虹色ダイバーシティ・ReBit 2018.『トランスジェンダーと職場環境ハンドブック』日本能率協会マネジメントセンター 240 頁
- 森永 貴彦 2018.『LGBT を知る』日本経済新聞出版（日経 BP）145 頁
- 寺原真希子（代表）・東京表参道法律事務所編 2018.『ケーススタディ 職場の LGBT — 場面で学ぶ正しい理解と適切な対応—』ぎょうせい 240 頁
- 三成美保編 2019.『LGBTI の雇用と労働 —当事者の困難とその解決方法を考える—』晃洋書房 224 頁
- 神谷悠一・松岡宗嗣 2020.『LGBT とハラスメント』集英社新書 224 頁

4 博士論文（医学論文除）〔検索キーワード：トランスジェンダー／性同一性障害〕

- 東優子 2000.『非典型的男女に関する研究 —性科学理論と発達支援についての検討—』博士（人文科学）お茶の水女子大学
- 大島俊之 2002.『性同一性障害と法』博士（法学）神戸学院大学
- 中塚朋子 2006.『ジェンダー・アイデンティティの社会的構築—ある性転換者の自己物語とその社会学的考察—』博士（学術）奈良女子大学
- 鶴田幸恵 2007.『女／男であるための方法 —トランスジェンダー・性同一性障害のエスノグラフィー—』博士（社会学）東京都立大学
- 荘島（湧井）幸子 2009.『「望む性」を生きる自己と家族—ある性同一性障害者とその家族へのナラティブアプローチ—』博士（教育学）京都大学
- 佐々木掌子 2010.『性的自己の非典型性における発達機序と形成—多次元動的ジェンダー・アイデンティティモデルからみた性同一性障害／トランスジェンダー—』博士（教育学）慶応義塾大学
- 吉野靱 2013.『性同一性障害からトランスジェンダーへ —法・規範・医療・自助グループを検証する—』博士（学術）立命館大学
- 正岡美麻 2015.『Female-to-Male トランスジェンダー／トランスセクシュアルにおける男性ホルモン投与の影響』博士（学術）東京大学
- 宮田りりい 2018.『「性別越境者問題」の社会学的研究 —「性同一性障害」概念にもとづく社会問題化の超克—』博士（文学）関西大学

5 その他の資料

- 社会的包摂サポートセンター編 2016.『性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン』社会的包摂サポートセンター（現在、第2版 55 頁）

〈<https://www.since2011.net/publish/publish001/>〉より申し込み

日本学術会議法学委員会・社会と教育における LGBTI の権利保障分科会 2017.『提言 性的マイノリティの権利保障をめざして ―婚姻・教育・労働を中心に―』

〈<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t251-4.pdf>〉

日本学術会議法学委員会・社会と教育における LGBTI の権利保障分科会 2020.『提言 性的マイノリティの権利保障をめざして（Ⅱ）―トランスジェンダーの尊厳を保障するための法整備に向けて―』〈<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-24-t297-4.pdf>〉

東京都 2020 職員のための性自認及び性的指向に関するハンドブック

〈<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/tobira/pdf/R1handbook.pdf>〉

（※東京都に限らず、様々な自治体、企業などで、こうした冊子が多数出されている。）

○アンケート

電通ダイバーシティラボ 2015.「LGBT 調査 2015」（2015 年 4 月、web 調査：900 名）

〈<https://www.dentsu.co.jp/news/release/2015/0423-004032.html>〉

LGBT 総合研究所（博報堂 DY ホールディングス）2016.「6 月 1 日からのサービス開あたり LGBT をはじめとするセクシャルマイノリティの意識調査を実施」（2016 年 5 月、web 調査：1036 名）

〈<https://www.hakuhodody-holdings.co.jp/news/corporate/2016/06/325.html>〉

日本労働組合総連合会 2018.「LGBT に関する職場の意識調査」（2016 年 6 - 7 月、web 調査：1000 名）〈<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20160825.pdf?0826>〉

経済同友会 2017.「ダイバーシティと働き方に関するアンケート調査結果」（2017 年 2 月）（2016 年 10 月～11 月、メール・FAX で調査票送付：903 社中 131 社回答）

* 2012 年より調査実施。2017 年調査から LGBT に関する質問項目が設けられた。

〈<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2016/pdf/170207a.pdf>〉

日本経済団体連合会 2017.「LGBT への企業の取り組みに関するアンケート」調査結果（2017 年 3 月 1 日～31 日、対象 1,385 社 156 団体に 233 社回答）日本経済団体連合会『ダイバーシティ・インクルージョン社会の実現に向けて』（2017 年 5 月）所収

電通ダイバーシティラボ 2019.「LGBT 調査 2018」（2018 年 10 月、web 調査：6229 名）

〈<https://www.dentsu.co.jp/news/sp/release/2019/0110-009728.html>〉

LGBT 総合研究所 2019.「LGBT 意識行動調査 2019」（2019 年 4 - 5 月、web 調査：34. 万名）

〈https://www.daiko.co.jp/dwp/wp-content/uploads/2019/11/191126_Release.pdf〉

三菱 UFJ リサーチコンサルティング 2020.「令和元年度厚生労働省委託事業・職場におけるダイバーシティ推進事業報告書」（2019 年 11-12 月、web 調査：2,405 名）

〈https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/0000088194_00001.html〉

2. 国内外の性的マイノリティへの取組（声明／法律、通達、条例等）

1 世界

世界保健機構（WHO）1990. 疾病分類（ICD-10）から「同性愛」の分類名を削除

国際連合 2007. 「性的指向と性自認の問題に対する国際法の適用に関するジョグジャカルタ原則」を国際連合人権理事会で採択

国際連合 2008. 「性的指向と性自認に関する決議」採択

国際連合人権理事会 2011. 「人権、性的指向および性自認」に関する決議採択。性的指向と性自認に基づく人権侵害に焦点を当てた初めての決議。「由々しき懸念」を表明。

国際連合人権理事会 2012. *Born Free and Equal: Sexual Orientation and Gender Identity in International Human Rights Law*

〈<https://www.ohchr.org/Documents/Publications/BornFreeAndEqualLowRes.pdf>〉

国連人権理事会 2016. 「性的指向と性自認を理由とする暴力と差別からの保護」に関する決議を採択

世界保健機構（WHO）2019 性同一性障害を「精神障害」の分類から除外

〈<https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/lgbt/>〉

2 日本

法務省 2002 「人権教育・啓発に関する基本計画」にて、「同性愛者への差別といった性的指向に係る問題」について「その解決に資する施策の検討を行う」と明記

法務省 2002 「人権週間強調事項」にて、性的指向を理由とする差別の禁止を明記「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成 15（2003）年 7 月 10 日成立、平成 16 年 7 月 16 日施行、以降 3 度の改正…最新の改正平成 30 年 6 月 20 日）

法務省 2003. 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成十五年法律第百一十一号）〈<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC1000000111>〉

内閣府 2012 「自殺総合対策大綱」を改正し、性的マイノリティを対象とした自殺対策の必要性を明記 〈<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-122000000-Shakaiengo-kyokushougaihoukenfukushibu/honbun.pdf>〉 2021 年 2 月 1 日確認…大綱は自殺対策基本法に基づき 2007 年に策定され、以後 2008 年、2012 年、2017 年に改正）

文部科学省 2014. 「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」（平成 26 年 6 月）…2013 年「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査」

文部科学省 2015. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成 27 年 4 月 30 日）27 文科初児生第 3 号

文部科学省 2016. 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」〈https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/〉

28/04/_icsFiles/afieldfile/2016/04/01/1369211_01.pdf〉

文京区 2013.「文京区男女平等参画推進条例」(2013 年 11 月 1 日施行)

渋谷区 2015.「男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」(2015 年 4 月 1 日施行)

東京都 2018.「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」(2018 年 4 月 1 日全面施行／一部は前年 12 月 28 日の公布日から施行)

※その他、東京都、港区、中野区、多摩市、川崎市、堺市などの自治体でも同様の条例制定。

全国の「性の多様性に関する条例」については、次のサイトに詳しい。

一般財団法人地方自治研究機構 〈http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/002_LGBT.htm〉

3. 大学設置のジェンダーセンター及び LGBT 等支援団体

1 大学の機関

お茶の水女子大学 ジェンダー研究センター 〈<http://www.igs.ocha.ac.jp/>〉

奈良女子大学 アジア・ジェンダー文化学研究センター 〈<http://koto.nara-wu.ac.jp/gender/>〉

一橋大学 ジェンダー社会科学研究センター (CGraSS) 〈<http://gender.soc.hit-u.ac.jp/>〉

名古屋大学 ジェンダー・リサーチ・ライブラリ 〈<http://www.grl.kyodo-sankaku.provost.nagoya-u.ac.jp/>〉

大阪府立大学 女性学研究センター 〈<http://www.human.osakafu-u.ac.jp/w-center/>〉

(その他、ダイバーシティ研究環境研究所／女性研究者支援センターなどもある)

中央大学 ダイバーシティセンター 〈<https://www.chuo-u.ac.jp/campuslife/diversity/>〉

国際基督教大学 ジェンダー研究センター 〈<http://web.icu.ac.jp/cgs/>〉

城西国際大学 ジェンダー・女性学研究所 〈<https://www.jiu.ac.jp/igws/link.html>〉

日本女子大学 総合研究所 (1964 年開設の「女子教育研究所」を含む 3 研究所が 1995 年に統合され、設置された) 〈<http://mcm-www.jwu.ac.jp/~sogoken/top.html>〉

昭和女子大学 女性文化研究所 〈<https://content.swu.ac.jp/jyobunken-blog/>〉

東京女子大学 女性学研究所 〈<https://irowg.jp/>〉

明治大学 ジェンダーセンター 〈<https://www.meiji.ac.jp/infocom/gender/>〉

立教大学 ジェンダーフォーラム 〈<https://www.rikkyo.ac.jp/research/institute/gender/>〉

和光大学 ジェンダーフォーラム 〈<https://www.wako.ac.jp/organization/gender/index.html>〉

早稲田大学 ジェンダー研究所 (<https://waseda-gender-studies-inst.jimdofree.com/>)

Gender and Sexuality Center 〈<https://www.waseda.jp/inst/gscnter/>〉

愛知淑徳大学 ジェンダー・女性学研究所 〈<http://www.aasa.ac.jp/institution/igws/index.html>〉

京都橘女子大学 女性歴史文化研究所 〈https://www.tachibana-u.ac.jp/research_area/general_academic/iwhc/index.html〉

神戸女学院大学 女性学インスティテュート 〈<https://www.kobe-c.ac.jp/kenkyusho/>〉 など

2 LGBT 等の支援組織

公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本

〈<https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/lgbt/>〉

アムネスティ・インターナショナルは 1961 年に発足した世界最大の国際人権 NGO である。様々な理由で差別や暴力に苦しむ人、ひどい条件で働かされる子どもたちの自由と尊厳が平等に守られる世界となるよう活動を行っており、200 カ国、700 万人以上がアムネスティの運動に参加している。日本支部として 1970 年に設立された。

認定 NPO 法人 ヒューマンライツ 〈<https://www.hrw.org/ja>〉

1978 年、ニューヨークで誕生した人権団体で、2009 年より日本に事務所が置かれた。客観的調査、それを基にした「戦略的ターゲットアドボカシー」（ここでのアドボカシー：ロビイング活動と政策提言）を行うことで、「人権侵害の解決に向けた行動を求める世論と圧力を作り出す。2021 年 3 月現在、東京オリパラを契機に、日本にも「LGBT 平等法」を実現させようとする“#EqualityActJapan”を実施している。

東京レインボープライド 〈<https://tokyorainbowpride.com/>〉

組織が安定せず、沿革は web サイトにも書かれていない。活動内容としては、1）プラットフォーム（プライドパレード&フェスタ実施やレインボーウィーク・キャンペーン実施など）、2）教育・社会啓発事業（LGBT 企業研修・講演会など）、3）情報発信・情報収集事業などを行っている。

認定 NPO 法人 虹色ダイバーシティ 〈<https://nijiroidiversity.jp/>〉

大阪に本部をもつ団体で、2013 年より NPO 法人となり、全国的な活動を行っている（活動開始は 2011 年）。LGBTQ 等の性的マイノリティがいきいきと働ける職場づくりをめざして、調査・講演活動、コンサルティング事業、コンテンツ制作等を行っている。全国の LGBTQ 支援団体リスト有り。〈https://nijiroidiversity.jp/lgbt_support/〉

特定 NPO 法人 ReBit 〈<https://rebitlgbt.org/>〉

当事者である薬師実芳が早稲田大学で設立し、2010 年より早稲田大学の公認学生団体、2018 年に認定 NPO 法人格を得た。「LGBT を含め全ての子どもが、ありのままの自分で大人になれる社会」をつくることを目指す。「少しずつ（Bit）」を「何度でも（Re）」繰り返すことで社会が前進してほしいとの願いから命名。薬師は精力的に著作活動も行っている。LGBT の人、LGBT でない人ら大学生や 20 代の若者を中心に現在、約 600 名が参加。イベント開催や、教材・調査報告、支援、教育事業など

を展開する。

一般社団法人 CialFrame (旧・一般社団法人日本セクシュアルマイノリティ協会)

〈<https://jlga.or.jp/>〉教育・研修、多様性促進、PR、厚生福利などの事業

Queer & Ally (NPO 法人日本性の健康協会 (JASH)) の LGBTs 部門・交流会部門)

〈<https://www.queerally.com/>〉2012 年、Queer&Ally を設立。Queer やその支援者たちが何度も参加したくなるような場所やコミュニティづくりを目指して出発。

2014 年に「NPO 法人 日本性の健康協会 (JASH)」の会員となり、2017 年より JASH の LGBTs 部門として統合され、現在、交流会、講演会、調査・インタビュー協力などの活動を行っている。

LGBT 法連合会 〈<http://lgbtetc.jp/>〉性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備を目的として 2015 年に設立され、政策提言、法案の策定、学習会の実施、情報発信などの活動を行っている。これまで、以下のような出版物がある。

- ・LGBT 法連合会 2015.『性的指向および性自認を理由とするわたいたが社会で直面する困難のリスト』(第 2 版) LGBT 法連合会 (初版は同年 4 月、第 2 版は 9 月に発表)
- ・LGBT 法連合会 2017.『「LGBT」差別禁止の法制度って何だろう?』かもがわ出版
- ・LGBT 法連合会 2019.『性的指向および性自認を理由とするわたいたが社会で直面する困難のリスト』(第 3 版) LGBT 法連合会 〈<http://lgbtetc.jp/news/1348/>〉
- ・LGBT 法連合会 2019.『日本と世界の LGBT の現状と課題—SOGI と人権を考える—』かもがわ出版

3 病院等

岡山大学病院ジェンダーセンター (<http://www.okayama-u.ac.jp/user/genderc1/>)

名古屋大学医学部附属病院 泌尿器科 GID 専門外来

〈<https://www.med.nagoya-u.ac.jp/uro08/sick/gid/index.html>〉

札幌医科大学病院 GID クリニック (性同一性障害)

〈<https://web.sapmed.ac.jp/hospital/guide/mumhv60000002vz7.html>〉

大阪医科大学病院 神経精神医学教室・性同一性障害 (GID) 専門外来

〈<http://psymc.com/medical/specialty-outpatient-clinic/gid/>〉

医療法人 啓信会 京都きづ川病院 ジェンダー外来

〈<http://www.kyoto-keishinkai.or.jp/kizugawa/gairai/gender/index.html>〉

社会福祉法人恩賜財団済生会 大阪府済生会泉尾病院 ジェンダー外来

〈<https://www.izuo-saiseikai.gr.jp/section/?cat=51>〉

沖縄県立中部病院おきなわジェンダーセンター

〈<https://chubuweb.hosp.pref.okinawa.jp/departments/jender/>〉

* 福岡大学病院は 2004 年よりジェンダークリニックを設立。他にも少なくない。

4. 大学におけるトランスジェンダー学生関連ガイドライン及びダイバーシティに関する資料

(1) 大学のトランスジェンダー学生等に関するガイドラインとアンケート等

1 女子大学

日本女子大学 「トランスジェンダー学生（女性）の受け入れについて」

〈http://www.jwu.ac.jp/content/files/knd/comment_20200619.pdf〉

宮城女学院大学 「トランスジェンダー学生の受け入れに関するガイドライン」

〈<https://web.mgu-ac.work/campus/news/2054.html>〉

筑紫女学園大学 「ダイバーシティ推進宣言について」

〈<https://www.chikushi-u.ac.jp/diversity>〉

お茶の水女子大学 「トランスジェンダー学生受入れに関する対応ガイドライン」

〈http://www.ocha.ac.jp/news/20190528_d/fil/TG_guideline20190528.pdf〉

奈良女子大学 「奈良女子大学におけるトランスジェンダー学生の受入れについて」

(<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/transgender/index.html>)

2 共学大学

ICU 国際基督教大学

・国際基督教大学ジェンダー研究センター 〈<http://web.icu.ac.jp/cgs/>〉

・LGBT 学生生活ガイド in ICU トランスジェンダー／GID 編 2015. LGBT in ICU
Student Guidebook Transgender/GID Edition 2015.10.21. ver.8

〈http://web.icu.ac.jp/cgs/docs/20151021_TSGuide_v8.pdf〉

・「ジェンダー・セクシュアリティとキャンパスライフ Vol.2： やれることリスト 108
at University (ver.1)」 〈<http://web.icu.ac.jp/cgs/2016/09/gsc102v1.html>〉

早稲田大学

・セクシュアルマイノリティ学生への配慮・対応ガイド（教職員向け）【第3版】

〈<https://www.waseda.jp/inst/diversity/support/sexual-minority/>〉

・セクシュアルマイノリティ学生とアライのためのサポートガイド Ver.3(GSセンター)

〈<https://www.waseda.jp/inst/gscenter/news/2020/03/23/3167/>〉

京都精華大学 「ダイバーシティ推進宣言」2016 年、2018 年

(<https://www.kyoto-seika.ac.jp/about/diversity.html>) 2020 年 9 月 1 日

龍谷大学

- ・「性のあり方の多様性に関する基本指針について」 2017 年 12 月 8 日
(https://www.ryukoku.ac.jp/shukyo/committee/sexuality_guideline.html)
- ・「性的指向、性自認等に関する本学の対応について」(2020 年 1 月更新)
(https://www.ryukoku.ac.jp/shukyo/committee/sexual_minority.html)

立命館アジア太平洋大学

- 「性の多様性に関する基本方針と本学の環境について」(「学生生活」の中の項目)
〈<https://www.apu.ac.jp/home/life/content57/>〉 アンケート調査結果あり

筑波大学 ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンタ

- 〈<http://dac.tsukuba.ac.jp/>〉

大阪大学

- ・「大阪大学 SOGI 基本方針の策定について」
大阪大学総長 西尾章治郎 平成 29 年 7 月 19 日 (<http://www.danjo.osaka-u.ac.jp/sogi/>)
- ・「SOGI」の多様性に関する学生への配慮・対応ガイドライン
(<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/general/2101>)

大阪府立大学

- ・「学生支援」の中に、“SOGI（性的指向・性自認）等に関連して学生生活に困難を抱える学生の支援”との項目 〈https://www.osakafu-u.ac.jp/campus_life/support/sogi/〉
- ・大阪府立大学 SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity）の多様性と学生生活に関わるガイドライン
〈https://www.osakafu-u.ac.jp/osakafu-content/uploads/sites/428/guideline_sogi.pdf〉

3 アンケート

大学を対象としたアンケート調査には、次のようなものがある。特に、河嶋静代氏を代表とする調査は、大学における性的マイノリティ支援実態についての、日本では初めての本格的な調査であり、多くの著書や論文でも引用されている。

- ① 北九州市の男女共同参画センター・ムーブ（代表：北九州市立大学 河嶋静代）2015. 『平成 26 年度 ジェンダー問題調査・研究支援事業報告書：性的マイノリティの学生支援における課題』北九州市の男女共同参画センター・ムーブ 全 73 頁
〈<https://www.kitakyu-move.jp/tosyo/1933.html>〉

全国の大学における性的マイノリティの学生支援の状況を明らかにすることで、大学における性的マイノリティの学生の修学環境が整備されることを目的に、2014 年 7 月、北九州市立男女共同参画センター・ムーブの助成により、全国の大学を対象に性的マイノリティの学生への支援状況調査を実施しており、大学を対象とする初めての全国調査

である（500 大学に郵送、241 校回答：48.2%）。

2016 年の「障害者差別解消法」施行以降、障害学生の「合理的配慮」の一環としての性同一性障害のある学生への支援が進展し、LGBT 学生への支援に取り組む大学も増加している。筑波大学、大阪大学、早稲田大学などは性の多様性に関する基本方針、ガイドラインを策定し、早稲田大学、龍谷大学、関西学院大学などでは大学のセクシャルマイノリティの現状とニーズに関するアンケート調査を実施していることなどを報告。

- ② 羽田野花見・多久馬寛孝・末永芳子・大坪昌喜 2020.「大学における性的マイノリティ学生支援の取り組み—中国・四国・九州・沖縄の大学・短期大学の調査結果—」『熊本保健科学大学研究誌』17、pp.115-121. 〈<https://khsu.repo.nii.ac.jp/>〉

2018 年 2～3 月、上記のアンケート調査を参考に、中国地方からから沖縄までの西日本の大学・短大を対象とした質問紙調査（218 大学に郵送、83 校から回答：38.1%）

※学生のみ、あるいは教職員も含めて性的マイノリティに関する実態、意識調査や要望等のアンケートを実施している大学もある。ICU、早稲田、龍谷、京都精華、関西学院、立命館アジア太平洋などの大学では実施され、それを基に支援策の策定が行われたようである。

(2) トランスジェンダー学生対応ガイドライン／ダイバーシティ宣言等

お茶の水女子大学「トランスジェンダー学生受入れに関する対応ガイドライン」

この「ガイドライン」は2019年4月1日に制定されたものでA4用紙5枚からなり、お茶の水女子大学のwebサイトにpdf形式で掲載されている。「禁転載」とのスタンプが押されているので、以下ではその概要のみを掲載する。

(※2021年3月4日 お茶の水女子大学広報企画部より以下の内容での概要提示の許可)

ガイドラインは「基本理念」に続いて、具体的な取組6項目が説明されている。「基本理念」では、以下のような内容が述べられている。

お茶の水女子大学は、自身の性自認に基づき、女子大学で学ぶことを希望する者（但し、性自認が女性であるトランスジェンダー学生）を受入れることを決定した。その理由は、「学ぶ意欲のあるすべての女性にとって、真摯な夢の実現の場として存在する」というお茶の水女子大学のミッションに基づいて判断した結果である。

この決定は「多様性を包摂する女子大学と社会」を創出するための取組の一環であり、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮でき、様々な分野に「多様な女性」が入っている社会の実現につながることを期待している。

(下線および太字は安東による)

上記の基本理念に従い、次の6項目についてトランスジェンダー学生の支援を行っていくための具体的な説明がなされているが、ここでは割愛する。

1. 受入委員会と相談窓口
2. 名前と性別の情報について
3. 授業や学修について
4. 学生生活について（定期健康診断、学生寮、トイレ、更衣室、野外活動）
5. 就職活動・キャリア支援について
6. 周囲の対応について

〈https://www.ocha.ac.jp/news/20190528_d/fil/TG_guideline20190528.pdf〉

「奈良女子大学におけるトランスジェンダー学生の受入れについて」

2020 年 9 月 1 日

社会における女性の知的自立と知的展開能力の獲得を基本理念とし、時代状況や社会の変化に柔軟に対応することを目指してきた奈良女子大学は、「性／性別」の定義が大きく変化している国際的動向に照らし、これまでの「女子」の概念を拡大して「女性としての性自認を持つトランスジェンダー女性（MtF）」を受入れることとします。このように、自らの性を「女性」と自認する者に学ぶ権利を積極的に保障することは、国立大学法人たる女子大学としての責務であると考えます。

今後、早急に受入れ態勢の整備に努め、入学後の学生生活環境を整えることが重要ですが、依然不十分な点があると予想されます。そこで当面は、出願前にトランスジェンダー女性（MtF）当事者と大学側が面談し、受入れ態勢についての合意形成を図ることとします。

【受入対象者及び受入時期】

受入対象者は、学部学生、大学院生、研究生、聴講生、科目等履修生とします。なお、受入時期は以下のとおりです。

○学部学生：2020 年 4 月 ○大学院学生：2021 年 4 月

○学部での研究生、聴講生、科目等履修生：2021 年 4 月 ○三年次編入学生：2022 年 4 月

【受入にあたっての手続き】

出願希望申出書等の書類提出を求めます。

提出された書類を元に、原則として面談を行い、受験時に配慮を希望することがあるかどうか、入学後に修学・学生生活上で配慮を希望することがあるかどうか等を確認するとともに、学内の設備環境についても説明します。また、性自認が女性であることを確認します。

【出願にあたっての相談窓口】

出願希望者からの事前相談は「トランスジェンダー受入相談窓口」を通じて受け付けます。

※性自認が変化した場合の対応

トランスジェンダー女性（MtF）として入学後に本人の性自認が男性に変わった場合も、学則等に反しないかぎり、退学にはなりません。

※入学後に戸籍を変更した場合の対応

女性として入学した後に戸籍を男性に変更した場合も、学則等に反しないかぎり、退学にはなりません。（下線は安東による）

令和元年 7 月 22 日

奈良女子大学長 今 岡 春 樹

〈<http://www.nara-wu.ac.jp/nwu/news/transgender/index.html>〉

宮城学院女子大学「トランスジェンダー学生の受け入れに関するガイドライン」

(2020 年 4 月 8 日より施行)

本学は、「共生のための多様性宣言」を表明しました。この宣言の下、トランス女性を受け入れることを決定し、そのためのガイドラインをここに定めます。(以下略)

「共生のための多様性宣言」

宮城学院女子大学は、本学に集うすべての学生の多様性と尊厳・人権を尊重します。年齢、信条、障害、エスニシティ、性的指向・性自認など、個人の特性や文化的背景を尊重し、そのための環境づくりに最善を尽くします。

「共生のための多様性宣言」に関する基本方針

1. 自己決定を尊重します。

各個人の特性に関わる情報の開示・非開示、またそれらの表現については、当事者の意思が尊重されるものであり、他者から不当に侵害されることがあってはなりません。

2. 修学の妨げを取り除くために最善を尽くします。

本学で学ぶすべての学生にとって、修学の妨げとなる事柄は、適切なプロセスによる合意形成を経て、合理的な範囲で取り除かれなければなりません(合理的配慮)。

1. 基本的な考え方と本学の取り組み状況(一部文言を省略)

①受け入れの背景と理解促進に向けた本学の取り組み状況

正規カリキュラムに組み込まれた複数の必修科目において「性の多様性と人権」を取り上げ、学生全員がセクシュアルマイノリティについて学ぶ機会を設けてきました。

2017年に発足した「性の多様性と人権」検討委員会および2018年に引き継いだ「性の多様性と人権」委員会では、学生・教職員を対象に研修会、公開講演会、説明会等を継続的に行っています。2018年には学生の自主活動「にじいろプロジェクト」も立ち上がり、宮城学院をはじめ社会で性の多様性についての理解が広がることを目指し活動しています。

②トランス女性について

トランス女性は「男性」ではなく「多様な女性のうちの一人」です。出生時に振り分けられた性が男性であることに“違和感がある”、あるいは“自認の性で生きたい、それを承認してほしいと切望している”人たちです。本学は、流動的な意味も含む「女性」すべてを守り、それぞれが自分らしく生きられる社会、多様な一人ひとりで構成される豊かな社会を目指します。みなさんが多様な他者と共に存在できるよう、大学の環境を整えていきます。(下線は安東による)

※以下、「2. 名前と性別の情報と管理、3. 授業、4. 学生生活、5. 留学・学外実習、6. インターンシップ、就職活動、キャリア支援、7. 周囲の対応およびカミングアウト等、8. 相談窓口、9. 自己点検」の項目。

https://web.mgu-ac.work/campus/wp-content/uploads/sites/14/2020/06/mgu_guidelineNT20200615.pdf

日本女子大学 「トランスジェンダー学生（女性）の受け入れについて」

日本女子大学では、2024 年度入学より、自らの性自認に基づき本学で学びたいと希望をするトランスジェンダーの方*に受験資格を認めることを決定しました。

成瀬仁蔵は、「女子は学なきをよし」とする考えの強い封建的な時代に、「女子を人として、婦人として、国民として教育する」という理念を掲げて本学を創設いたしました。時代は変わって、女性の進学率は大幅に上昇し、社会的活躍の場も広がりました。しかし、今なお日本はジェンダーギャップ指数**において、諸国の中では下位に甘んじており、女性が社会のあらゆる場面で真の参画を果たしていくことに向けて、成瀬の掲げた理念が色あせることはありません。

一方、今日、性とは男女二元で論ずることはできず、実に多様であるということが認識されるようになりました。それは「女性」自体が多様であるということも意味します。そこで、本学では「女性」を再定義し、トランスジェンダーの方*もこの定義の中で共に学んでいただくこととしました。多様な人が尊重され、包摂される社会を形成する立役者としての「女性当事者」を力づけるためです。それは同時に、在籍するすべての学生を力づけることを意味します。様々な違いがあっても不当な扱いを受けることのない、人権の尊重される社会の実現に貢献する女性の育成に努めることが本学の使命であると考えています。（下線は安東による）

すでにガイドラインやマニュアル等の整備はすすんでおりますが、受け入れ時期が4年後であるのは、この時間をかけて本学の決定を学内外の皆様には十分知っていただき、すべての学生が入学時に、本学で性自認が女性であるトランスジェンダー学生も共に学ぶと理解していることを重視するためです。また、その時間を使って学内の準備を整えるとともに、構成メンバー間の対話と理解を進めるべく計画しております。

* 出生時に割り当てられた性別が男性で、現時点で法律上の性別（日本では戸籍）が男性または女性以外であるが、性自認が女性である方

**2019 年日本の総合スコア 121 位／153 か国中 世界経済フォーラム公表の『グローバルジェンダーギャップレポート 2020』より

2020 年 6 月 19 日

日本女子大学学長

篠原 聡子

〈http://www.jwu.ac.jp/content/files/knd/comment_20200619.pdf〉

筑紫女学園大学 「ダイバーシティ推進宣言について」

筑紫女学園大学は、学生・教職員をはじめとする本学の一人ひとりが、自らを見つめ、自らを信じて未来へと歩む行動力ある人となり、あらゆる人を尊び、多様性を包摂する社会の実現に資する大学となるために、ダイバーシティ推進を宣言いたします。

本学は今後さらに、ジェンダー平等の実現はもちろんのこと、病気や障がいがある学生・教職員の支援、文化的多様性や性的多様性を持つ学生・教職員の支援をはじめとして、少数者であるという理由でとり残されることのないキャンパス作りに積極的に取り組みます。

2019年4月1日 筑紫女学園大学

筑紫女学園大学ダイバーシティ推進宣言

筑紫女学園大学は「親鸞聖人が明らかにされた仏陀（釈尊）の教え、すなわち浄土真宗の教えにもとづく人間教育」を建学の精神としています。学生・教職員をはじめとする本学の一人ひとりが、自らを見つめ、自らを信じて未来へと歩む行動力ある人となり、あらゆる人を尊び、多様性を包摂する社会の実現に資する大学となるためにダイバーシティ推進を宣言いたします。

釈尊は『仏説阿彌陀經』のなかで浄土に咲く蓮の花のありようを「青い蓮華は、青い色・青い輝き・青い外観をもっている。黄色い蓮華は、黄色い色・黄色い輝き・黄色い外観をもっている。白い蓮華は白い色・白い輝き・白い外観をもっている。雑色の蓮華は、様々な色・様々な色の輝き・様々な色の外観をもっている。」と説かれ、それぞれが自らの色を放ち、互いの個性を活かすことで共存している状態が、すべてのいのちが調和しあう最も理想的な世界だと表現されています。一人ひとりが個性ある尊い存在であるという前提に立ち、人権を擁護し尊重することは、ダイバーシティを推進していくうえで最も大切にすべきことです。そのために学内の修学・教育・研究・就業のあらゆる面からジェンダー、年齢、国籍、人種、民族、出自、文化、言語、宗教、障がい、病気、セクシュアリティなどを理由とするあらゆる不自由や差別、排除をなくすことを目指します。

女子大学として本学は、社会におけるジェンダー平等を先導する役割を担うべく取り組んできました。しかし、いまだ社会における男女格差（ジェンダーギャップ）は大きく、女性がライフイベントのなかで幾度となく自己犠牲を伴う選択をあたりまえのこととして強いられる現実があります。私たちは、ジェンダー平等の実現はもちろんのこと、病気や障がいがある学生・教職員の支援、文化的多様性や性的多様性を持つ学生・教職員の支援をはじめとして、少数者であるという理由でとり残されることのないキャンパス作りを進めます。（下線は安東による）

筑紫女学園大学は、自分の人生を主体的に生き、多様な存在であるすべての人を認め尊重し、共生社会の一員として社会にかかわる経験をする場となることで、多様性を包摂する社会の実現に尽くしてまいります。2019年4月1日 筑紫女学園大学 学長 中川正法

〈<https://www.chikushi-u.ac.jp/diversity>〉

国際基督教大学 「人権侵害防止対策基本方針」

ICU は世界人権宣言を重んじる大学として、人権侵害のない教育・研究・就労環境を整え、構成員が安心して過ごせるキャンパスを確保する責任があると考えています。ゆえに、性、人種、宗教、年齢、性的指向、障がいなどに基づく差別や、地位・立場を利用したあらゆるハラスメントは形態の如何に関わらず許されません。本学の構成員はみな献学
の精神である国際性やキリスト教精神を十分理解し、快適なキャンパスをともに作っていくことが要請されます。

『ジェンダー・セクシュアリティとキャンパスライフ Vol.01 できることガイド in ICU』

（このガイドは、2012 年から発行をはじめた「LGBT 学生生活ガイド in ICU：トランスジェンダー・GID 編」を改題、位置づけを見直し再編集したものの。）

このガイドの内容：

学籍簿の氏名・性別記載変更／大学の発行する証書の性別記載／体育実技の履修、更衣室／学生定期健康診断の個別受診／留学／就職相談／学内行事：リトリートの宿泊／学内行事：ふわカフェ／学生参加型プロジェクト：R-Weeks Project、すみれプロジェクト／ICU 授乳室／多目的トイレ／ジェンダー・セクシュアリティ特別相談窓口

（例えば、最初の「学籍簿の氏名・性別記載の変更」では、次のような説明がある。）

ICU では、性別に違和感を持つ学生の学籍簿上の氏名・性別表記の変更が 2003 年から可能になっています。当初は人権課題として人権相談員が対応にあたっていましたが、2015 年より通常の学生対応として学生グループが対応を担当することになりました。…

記載変更に際しては、学生サービス部長との個人面談が行われます。学籍簿の氏名・性別表記の変更には、現段階では医師の診断書が必要になりますが、診断書は「診断中」という主旨のものでも受理される可能性があります。

学籍簿の記載に関する相談、変更プロセスの詳細は、学生サービス部長にお問い合わせください。なお、学籍簿の記載変更を希望しない場合でも、このガイドで後述される様々な個別対応を受けることは可能です。…

記載変更プロセス（概略）：〈<https://www.icu.ac.jp/campuslife/health/#hr>〉

- ・学生サービス部長に連絡／・学生サービス部長と面談をし、希望する対応方針決定
- ・学籍簿変更を希望する場合、大学幹部会で承認の可否を決定／・幹部会で承認後、学籍簿変更が可能となる／・承認の可否は、学生サービス部長から相談者に伝えられる

京都精華大学 「ダイバーシティ推進宣言 2018」

京都精華大学は、自由自治を建学理念に掲げ、世界人権宣言にもとづく人間尊重を教育の基本理念とする大学として、学生・教員・職員をはじめとする全構成員が、互いの差異を通じてともに成長してゆく組織を目指します。そのために、本学ではダイバーシティを「多様なバックグラウンドや属性を持つ人々が違いを受容し合い、対等に機会が開かれること」と定義し、これを推進します。

年齢、人種、性別、身体的特徴、性表現など表面的に認識されやすいものから、国籍、宗教、家庭環境、出自、働き方、性自認、性的指向など表面からは認識されにくいものまで、私たちは1人1人異なる属性を複数持っているはずで、誰もが多様で差異がある、という考えに立ち、一部のバックグラウンドや属性を理由にした不自由、差別や排除がないキャンパス環境を、修学・教育・研究・就労の観点から活動方針に沿って着実に整えます。

本学の考えるダイバーシティ推進とは、制度や仕組みの整備のみを指すではありません。人間の多様性に触れる機会を学内の様々な場面で継続的に設けることで、共生の意識を醸成します。違いを理解しようとするプロセスで生まれる「価値観の変化」や「他者への想像力」こそが新しい発見や思考につながり、構成員全体の創造性を高めると考えるからです。変化し続け不安定さが増す今後の世界において、新しい価値をもたらすことができる大学であるために、ここにダイバーシティのさらなる推進を宣言します。

2018年4月 学長ウスビ サコ

・ダイバーシティ推進のための行動方針（5項目）と具体的な取組みが明示されている。

1. 学内環境整備

全ての学生、教員、職員が、個々のバックグラウンドや属性に左右されることなくキャンパスライフを送ることができるよう、以下3つの側面それぞれの学内環境を整備します。 1) 学生の生活・修学 2) 教職員の教育・研究 3) 教職員の就労

2. 意識醸成

ダイバーシティ&インクルージョンの意識を醸成するため、多様性に関する知識や理解を深める機会を継続的に設けます。

3. 交流活性化

多様性理解を促進するため、構成員の交流を活性化するキャンパス環境を整備します。

4. 人的構成

ダイバーシティの観点に立った人的構成・人材育成を推進します。

5. 情報公開

本学のダイバーシティ推進の取組みに関する情報を学内外に向けて公開・発信します。

具体的な取組み（TG 関連のみ掲載）

【学内環境整備の取組み】

性別違和・通称名使用などの事由による学籍簿の氏名・性別変更を認可。(2016～)
定期健康診断で、性別違和や健康上の事情を抱える人を専用の時間帯を設定。(2013～)
大学で発行する全ての証明書に性別の記載なし。(2017～) 以下一部略
誰でも利用できる「みんなのトイレ」を学内 24 箇所に設置。(2016～)
教職員の就業規則における特別休暇及び弔慰金の対象とする配偶者を、同性婚などのパートナーまで拡大。(2016～)

【意識醸成のための取組み】

学内の学生や教職員のダイバーシティ推進に対する認知度やニーズを確認する全学的なアンケート実施。(2017～)
多様性に関する知識や理解を深めるための講演イベントを年内に複数回開催。(2017～)
「ダイバーシティを考慮した学生指導・学内コミュニケーションガイド」を作成し、全教職員に対しデータ配信。(2018～)

〈<https://www.kyoto-seika.ac.jp/about/diversity.html>〉

龍谷大学 「性的指向、性自認等に関する本学の対応について」

龍谷大学は、人権に関する基本方針において「性別、セクシュアリティなどにかかわらず、本学に関わるすべての人が差別やハラスメントなどの人権侵害を受けることなく学び、働き、関わり合えることを保障する」ことを明らかにしています。また、「性のあり方の多様性に関する基本指針」を定め、学生のみなさんや教職員の声・要望に応えながら、ともに安全で誰もが安心して過ごすことができるキャンパスづくりに努めています。

性のあり方の多様性に関する基本指針について

〈https://www.ryukoku.ac.jp/shukyo/committee/sexuality_guideline.html〉

龍谷大学は、「人権に関する基本方針」を策定し、本学に関わるすべての人が差別やハラスメントなどの人権侵害を受けることなく学び、働き、関わり合えるよう保障することを宣言しています。しかし、昨年度に実施した学内のアンケートにおいて、性的指向や性自認などに関する嘲笑的・差別的言動などが日常的にあり、それによって傷つき生きづらさを感じている人がいることが明らかとなりました。なかでも誤った理解や無自覚にもとづく教職員の言動によって、深く傷ついている人がいるということに気づいてこなかったことを重く受け止め、しっかりと見つめなおさなければなりません。

このたび、龍谷大学は、性的指向や性自認などを理由とした差別や偏見を克服し、誰もが自分らしく安心して過ごすことができるキャンパスを実現するために、本学構成員一人ひとりがとるべき指針として、「性のあり方の多様性に関する基本指針」を策定しました。

基本指針は、あくまで取り組みの第一歩であって、これからの歩みこそが大切です。私たちは、不断の学びと継続した啓発を通し、多様性を認めあう文化の創造に努めてまいります。みなさまのご理解とご協力を切にお願いいたします。

2017（平成 29）年 12 月 8 日 龍谷大学長 入澤崇

性のあり方の多様性に関する基本指針

性的指向や性自認など、性のあり方は多様であり、これらに関する差別や偏見を解消し誰もが自分らしく安心して過ごすことができる大学や社会を目指すことは、すべての本学構成員が取り組むべき課題です。

龍谷大学は、「人権に関する基本方針」のもと、本学構成員の一人ひとりが、性的指向および性自認などに関する悩みや生きづらさを抱える人がいることを常に理解し、合理的な配慮を可能な限り提供するため、次のとおり基本指針を策定します。

1. 教育、学修、研究、就業等の環境において、性のあり方に関する偏見や差別が生じることがないように不断の学習と啓発に努めます。
2. 具体的な対応にあたっては、悩みや生きづらさを抱える本人の意思を尊重して合意形成を目指します。
3. トイレや更衣室等の利用にあたり、戸籍上の性別等にかかわらず性自認にしたがって自らが選択できるよう、環境整備と理解の醸成を図ります。
4. 性のあり方に関する個人情報の保護を徹底します。

〈https://www.ryukoku.ac.jp/shukyo/committee/sexual_minority.html〉

相談体制

学生のみなさんは、クラス、ゼミ、研究室などの指導教員や最寄りの事務職員など、あらゆる教職員に相談することができますが、龍谷大学では相談のための窓口として学生部内に「なんでも相談室」を設置しています。セクシュアリティだけではなく学生生活に関することについてカウンセラーが相談に応じます。また、人権啓発を担当している宗教部でもオフィスアワーを開設していますのでご相談ください。

なお、学生や教職員を対象に、性的指向や性自認などに関する悩みや困りごとについて相談できる「ジェンダー・セクシュアリティ相談（GS 相談）」を試行的に開設しています。

・ジェンダー・セクシュアリティ相談／・なんでも相談室／・宗教部オフィスアワー

…ジェンダーやセクシュアリティなどについて語り合う茶話会「SOGI カフェ」を開催（半期に一回程度のペースで開催）。参加者のジェンダーやセクシュアリティは問いません。黙って聞いているだけでも OK です。途中参加や途中退室も可、お申し込み不要です。

性別にかかわらず利用できる「だれでもトイレ」について

龍谷大学では、現在、男女別のトイレとは別に、多目的に利用できる「だれでもトイレ」の整備を進めています。性別などにかかわらずどなたでもご利用いただけます。

健康診断について

龍谷大学では、学校保健安全法に定められた健康診断を毎年4月に実施しています。健康診断は、学部（学年）・男女別に行われます。その際、胸部レントゲン写真撮影がありますが、撮影時の更衣スペースは、個人ごとに分かれていません。健康診断の際に配慮が必要な方は、事前に所属学部があるキャンパスの保健管理センターまで電話にてご相談ください。

- ・新入生フレッシュャーズキャンプについて
- ・大学が発行する証明書等の性別記載について（2019 年 4 月 1 日現在性別の記載なし）
- ・性別違和等による学生の通称名の使用について
- ・龍谷大学におけるセクシュアルマイノリティの現状とニーズに関するアンケート
- ・龍谷大学 LGBTs 交流サークル「にじりゅう」などの説明

大阪府立大学「SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity) の多様性と学生生活に関わるガイドライン」(2017 年 4 月 1 日策定)

1. 基本理念

大阪府立大学は、人権を重んじる大学として、性的指向 (Sexual Orientation) や性自認 (Gender Identity) を理由とする差別や偏見のない大学を目指します。また、本学構成員の一人ひとりが相互に人格と多様性を尊重し合い、快適に、安心して過ごせる教育・研究環境を整えます。

2. 基本方針

大阪府立大学は、本ガイドラインの基本理念に従い、その実現の指針となる 7 つの基本方針を定めます。

- (1) 学生の個別の意思・選択を常に尊重すること。
- (2) 学生本人を交えて十分に話し合い、実現のあり方を考えること。
- (3) 学内外の関係者が連携・協力して実現に向けて取り組むこと。
- (4) 学生生活全般に関して合理的配慮を図ること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。
- (6) SOGI (性的指向・性自認) の多様性に関する理解促進に係る啓発を行なうこと。
- (7) 本学の取り組みに関する情報を学内外に向けて公開・発信すること。

3. 対象及び範囲

本ガイドラインの対象となるのは、SOGI (性的指向・性自認) に関連して、学生生活に困難を抱える本学のすべての学生とします。また、取り組みの範囲は、入試時の配慮に関する事項、入学から卒業までの学生生活全般に関する事項、及び進学・就職等に関する事項とします。

4. 組織体制

本ガイドラインの基本理念を実現するため全学的な拠点を学生センター内に設置し、必要に応じて学内外の関係者が連携して取り組みを行います。また、学生委員会において、本ガイドラインの基本理念の実現に向け、具体的な方策・課題の検討、及び審議を行ない、全学的な取り組みを推進します。

※アクセスセンター「各種ガイドライン・規程」より 〈<http://opuac.ao.osakafu-u.ac.jp/>〉

筑波大学「LGBT+ 等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン」(3版)

(2020 年 4 月制定)

(Ⅰ～Ⅴから構成され、Ⅱ．LGBT の概念と支援体制、Ⅲ．現状での具体的対応と方針、Ⅳ．対応項目一覧、Ⅴ．おわりに、の内容が日本語と英語で表記。以下、ⅠとⅡを示す。)

Ⅰ．筑波大学における LGBT 等の性自認及び性的指向を理由とした差別の禁止及び解消に関する基本理念

建学の理念に「開かれた大学」を掲げ、教育・研究に多様性と柔軟性を追究する筑波大学にあっては、本来違いを持つ学生及び教職員がすべて尊重されることは言うまでもありません。少数者にあたる LGBT 等 (Lesbian・Gay・Bisexual・Transgender 及び他のセクシュアリティを含む) について、我が国における大学改革を先導する本学は、以下の方針により責任を持って対応します。

少数者を差別しません

性自認や性的指向は本学が重視する本人の能力とは無関係であり、少数者ということで差別や嫌がらせがあってはなりません。これらは本学のダイバーシティ基本理念に反するものです。

自己決定を尊重します

性自認や性的指向に関わる情報やその開示・非開示、またそれらの表現は、当事者の意思でコントロールされるものであり、他者から不当に侵害されることがあってはなりません。

修学・サービスの妨げを取り除きます

LGBT 等の少数者にとって修学・サービスの妨げとなる事柄は、適切な過程による合意形成を経て、合理的な範囲で取り除かれなければなりません。

地球規模課題の解決の先頭に立つ本学において、個性と多様な能力が発揮されることは、未来地球社会に求められるイノベーションの創出という目標の出発点にあります。そのため、本学は学生、教職員を問わず全構成員を対象とした上記の基本理念を掲げ、さらに以下の具体的な対応を行います。

Ⅱ．LGBT 等に関する概要と本学での支援体制

LGBT とは L (Lesbian、レズビアン)、G (Gay、ゲイ)、B (Bisexual、バイセクシュアル)、T (Transgender、トランスジェンダー) の頭文字を取った略称です。このガイドラ

インでは「LGBT 等」という語をセクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称に用いています。

こうした当事者は、生まれ持った性的指向（どんな性を好きになるか、あるいは好きにならないか等）や性自認（どんな性と自分で思うか、あるいは思わないか等）といった要素により千差万別であり、L・G・B・T の 4 種類に単純には分けられません。今日では SOGI (Sexual Orientation and Gender Identity)、すなわち性的指向と性自認という略語によって性をめぐる多様なあり方が表されることもあります。本学では、そのような多様性や個性を前提として、包括的に当事者への支援を行います。

筑波大学は 2015 年（平成 27 年）に「LGBT 等の学生・教職員への支援体制の検討」を開始し、2017 年（平成 29 年）に「LGBT 等に関する筑波大学の基本理念と対応ガイドライン」を国立大学で初めて発表しました。建学の理念に「開かれた大学」を掲げ、教育・研究に多様性と柔軟性を追究する本学の使命は、学生や教職員を問わず全構成員の個性と多様な能力が発揮されてこそ実現されるのは言うまでもありません。こうした背景に基づく本学の取り組みは、LGBT 等に限らず他のマイノリティも包摂することで、未来地球社会に求められるイノベーションを創出していくものです。

本学では、ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター（DAC センター）を LGBT 等当事者の直接の対応窓口とし、総合相談窓口など他の窓口とも連携して対応しています。それとともに、本学は LGBT 等にとどまらないダイバーシティ推進のため、教職員 FD 講習会（ファカルティ・ディベロップメント）や学生への授業といった啓発活動、教育や研究の環境改善、より広汎な支援を実現するワークシートの提供といった多面的な取り組みを推進しています。

〈https://diversity.tsukuba.ac.jp/wordpress2017/wp-content/uploads/2020/03/lgbt_guidline_20200327.pdf〉

大阪大学 「性的指向」と「性自認」の多様性に関する基本方針

平成 29（2017）年 7 月 19 日 大阪大学総長 西尾章治郎

大阪大学は、「地域に生き世界に伸びる」をモットーに、多様で心豊かな地域と⑤階の創造のために寄与すべく、平成 28 年 4 月に策定した「大阪大学男女協働推進宣言」において、「男女協働推進アクションプラン」を全学的に推進し、ダイバーシティ環境の実現を図ることを公表しました。

本学が目指す研究型総合大学にふさわしい多様な知と人材が交差する魅力あるダイバーシティ環境をより豊かなものとしていくために、「性的指向（Sexual Orientation）」と「性自認（Gender Identity）」の多様性と権利を認識し、偏見と差別をなくすよう、構成員への啓発活動を行うことを基本方針として提示します。

大阪大学は、「大阪大学男女協働推進宣言」とこの基本方針を踏まえ、多様な構成員の意志と選択の自由が尊重され、その個性と能力が存分に発揮できる学修、研究、就業環境の整備に取り組んでいきます。

〈<https://www.danjo.osaka-u.ac.jp/page-7731-2-2-2-2/>〉

大阪大学 SOGI 基本方針策定の背景

昨今、LGBT という言葉が一般的に使用されるようになりましたが、LGBT という限定的な観点ではなく、「誰もがそれぞれの性的指向・性自認をもっている」という考え方に基つき、大阪大学では、すべての人を対象とする SOGI という文言を基本方針に使用することにしました。基本方針は、本学の全構成員（学生・教職員等）を対象としており、国立大学としては「先駆け」となる策定です。

今後の取組＜トイレ・サイン＞

SOGI に関する取組の第一歩として、新設及び改修される建物について、「ALL GENDER」サインの使用を推奨しています。また、本サインと合わせて、「WOMEN」「MEN」及び使用例のサインを提示いたします。

〈<https://www.danjo.osaka-u.ac.jp/sogi/>〉

名古屋大学「LGBT 等に関する名古屋大学の基本理念と対応ガイドライン」

(平成 30 年 5 月)

I. 名古屋大学における LGBT 等の性的個性を尊重する基本理念

名古屋大学では、学術憲章において「自由闊達な学風」と「人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献することを、その使命とする」ことを掲げています。その理念に照らし、名古屋大学では、さまざまな個性を持つ学生及び教職員すべてが尊重されるキャンパスを確保する責任があると考えています。LGBT 等（Lesbian・Gay・Bisexual・Transgender 及び他のセクシュアリティを含む）の性的個性についても、同様に尊重され、その能力が存分に発揮できる教育・研究・就業環境の整備に取り組むとともに、理解を深めるための啓発活動を積極的に実施していきます。

II. 現状での具体的対応と方針

本ガイドラインは、平成 30 年 3 月時点で本学が実施している LGBT 等の当事者を取り巻く課題への具体的な対応の内容と方針です。…前述した基本理念に沿って、さらに現状の対応を踏まえた上で、様々な場面で起こりうる課題への個別的対応を検討していきます。

1. 氏名・性別の情報とその管理について

- ① 氏名の変更：本学における学生の氏名は、学籍簿上の表記に基づき学内で取り扱われ、学籍簿上の表記は本名（戸籍上の氏名）を原則としています。自認する性に基づく通称名の使用を希望する場合は、所定の手続きを経た上で使用することができますので、詳細は相談窓口までご相談ください。なお、本学が発行する証明書等（成績証明書や学位記等）については、可能な範囲で柔軟に対応します。…

(②性別の変更 ④証明書等の性別記載、⑤提出書類における性別情報記入は省略)

- ③ 性別情報の取扱い：本学では、当事者の意図しない形で本人の性別情報が公表されることがないように、慎重に取り扱います。特に名簿と学務情報システムでの性別情報の取扱いについて、以下の点に取り組みます。

- ・名簿：学生に配布・掲示する名簿については、原則としていかなる文章についても性別欄を除外して配布・掲示します。（以下略）
- ・学務情報システム：学務情報システムで性別情報にアクセスできる権限を有するのは、教務担当・学生担当の教職員のみです。本学では教職員に対して、性別情報を含めた個人情報の取り扱いに関する研修だけでなく、LGBT 等に関する研究を受けさせることを推進し、性別情報の慎重な取り扱いを広く啓発していきます。

※学生については、次の領域の説明がされている。2. 授業について、3. 学生生活について、4. インターンシップ・就職活動、学生生活に関する相談、5. 留学について。

http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/upload_images/20180822_lgbt.pdf